

千葉県生涯学習審議会第2回読書バリアフリー推進部会議事録

令和3年10月7日(木)

午後1時00分～午後2時30分

千葉県庁本庁舎5階大会議室

出席委員(敬称略五十音順)

田中 美季          田村 悦智子          望戸 千恵美

関係機関の職員等

梅津 健志          大川 和彦          奥山 昭子          川崎 弘  
中野 泰志          野口 由紀子

出席事務局職員

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

主幹兼社会教育振興室長

柳生 浩之

社会教育振興室 新県立図書館建設準備班長

谷口 維啓

同

副主幹

田中 雅美

同

主査

俵 大樹

同 社会教育班

副主査

岩本 直樹

千葉県立中央図書館長

吉野 清

千葉県立中央図書館読書推進課長

大森 明香

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

主事

沢藤 理子

- 1 開会
- 2 生涯学習課社会教育振興室長あいさつ
- 3 委員等・事務局紹介
- 4 協議事項 千葉県読書バリアフリー推進計画案について

部会長 千葉県読書バリアフリー推進計画案についての協議だが、具体的な案の検討に入る前に、国の読書バリアフリー推進に携わられている関係機関の職員から、都道府県の読書バリアフリー計画に望むことについて、また、学術的に研究されている研究者として、今後どういう方向性が必要かということについて、お話を伺いたい。

委員等 千葉県においては、全国に先駆けて読書バリアフリー推進計画を作成していただいていることに感謝する。現在、推進計画を策定、公開済みの地方公共団体は、大阪府、鳥取県、徳島県、埼玉県、愛知県の5自治体にとどまっている。また、現在、策定作業をしているところは、ここ千葉県をはじめ、滋賀県、岡山県、佐賀県、高松市の5つの自治体である。ぜひ、全国の自治体の模範となる推進計画を立案していただくようお願いする。

それでは、千葉県で推進計画を立案していただく上で期待することを3つ述べる。各論については、後ほどの議論の中で必要に応じて述べるので、ここでは、理念に関することを中心に述べる。

まず、1つ目は、目指すべき目標はノーマライゼーションや共生社会の実現であることを念頭において議論を進めていただくことを期待している。

御存じのとおり、読書バリアフリー法は、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目指している法律である。私たちは、文字・活字文化によって多くの恵みを受けている。文字・活字文化の恩恵を受けてきた人にとっては、当たり前過ぎて気づかないことが多いのではないか。それぞれの発達段階で実に多くの恩恵を文字、活字から私たちは受けていて、人格の形成、学習、進学、就職、日常生活、社会生活等を送る上で極めて重要な役割をしている。

例えば、乳幼児期には絵本等を通して文字・活字文化に出会い、文字が読めるようになると、児童書、コミック、図鑑等を通して物語に出会ったり、世界を広げたり、情操を育んだりすることができる。学齢期になると、教科書、補助教材、学習参考書、辞典、辞書などを使って、先人が積み上げてきた知恵を知識として吸収していく。大学等の高等教育段階になると、専門書や学術論文等を読み、専門性を身につける。日常生活では、新聞、雑誌等か

ら世界中の情報を知り、文芸書等を読んで楽しんだりすることができる。また、体調が優れないときには医学書、子育てをするときには育児書、新たな仕事にチャレンジするときにはビジネス書などの実用書が頼りになる。

これら文字・活字文化の恩恵を受けることができなかつたらどうかということ絶えず頭に置きながらこの推進計画を考えていただけるとありがたい。

読書バリアフリー法が施行された背景としては、多くの人達が文字・活字文化の恵みを享受している中で、文字・活字文化の恵みを享受できない人たちを取り残してきた。もっと言うならば、今も取り残し続けているという実態がある。この法律によって私たちはノーマライゼーションや共生社会を目指す、私は今も文字・活字文化の恵みを享受できない人たちがいて、それがその人たちの人格形成等にどれだけ多くの負荷を強いているか、そのことをまず全ての人気がづくことから始めなければならないと思っている。これはある意味当たり前のことであるが、この気づきをぜひ今回の推進計画の中では、皆さんは十分に御存じだと思うが、県民全体に広げていていただきたい。

2つ目は、PDCAサイクルの全ての段階への当事者参加を期待する。Nothing about us without us. 私たち抜きに私たちのことを決めないでというスローガンがある。国連の障害者権利条約で有名になったスローガンである。この委員会には、先ほど自己紹介をしていただいた際に、障害のある当事者の方も何人か参加されていた。これはとてもよいことだと思うが、文字・活字文化の恵みを享受できていない障害当事者には様々な人たちがいるので、当事者委員の方々はぜひ多様な当事者の声を集め、推進計画に反映していただきたい。

当事者の声を反映していきたいという挨拶が先ほどもあったので大丈夫かと思うが、地域の障害者団体と連携していただき、意見を聴取したり、その意見をこの推進計画の中で反映させたりしていただくとよいと思う。また、システムとして機能させるためには、PDCAサイクルによるスパイラルアップが必要であるが、その全ての段階で当事者参加を実現していただくことを期待している。

私は内閣府の障害者政策委員会の委員も務めているが、先日あった委員会の中で、全ての段階での当事者参加が大切だということについて何人かの方が意見を申されていた。その意味でも、この千葉県の委員会は当事者参加を実現しているが、それを全ての段階で今後も引き続き実現し、当事者のことを当事者とともに決めていくことができるとよいかと思っている。

最後、3つ目である。情報の周知と人や物や予算を総動員した問題解決ができる仕組みをつくっていただくことを期待している。

読書バリアフリー法は非常にすばらしい法律だと思うが、「障害の有無にか

かわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を行っていくためには、情報を周知し、全ての関係者が協力、連携し、機器や予算を総動員して持続可能な問題解決をしなければ意味がない。

既に文部科学省がリーフレット等を作成しているのので、これらを活用し、地域の当事者や家族向けの読書バリアフリー法や当事者サービス等の周知、啓発を行っていただきたい。

この読書バリアフリー法を推進していくためには、理念だけではなく、人や物や予算が必要である。しかし、これらの資源は限られているので、効果的な連携が必要になる。例えば既存の組織である障害福祉部局と図書館部局の連携、点字図書館等の障害福祉施設と公共図書館、学校図書館の連携が必要になると思う。また、司書、司書教諭・学校図書、図書館職員等の読書バリアフリーに関わる資質向上に資する研修も充実させていく必要があると思う。

なお、既存のサービスの組合せだけでは実現できないこともある。例えば、デジタル機器を使って読書をするためには機器の貸出しが必要であるし、指導できる人材の育成や派遣等が必要不可欠になる。既存のサービスと新たなサービスを上手に組み合わせ、読書バリアフリー法を実現できる千葉県を目指していただくことを期待する。

最後に、誰一人、文字・活字文化の恩恵を受けられない人を取り残さないための具体的で実行力のある計画の立案、実施がなされることを心から願う。

部会長           ただ今の話も踏まえ、千葉県の読書バリアフリー推進計画案を検討してまいりたい。

それでは、案の検討について協議に移る。千葉県読書バリアフリー推進計画案について、事務局から説明をお願いします。

事務局           推進計画案について、初めに配付資料についてであるが、資料は、「資料1 千葉県読書バリアフリー推進計画（案）」の冊子と「資料2 『読書バリアフリー基本計画』及び『千葉県読書バリアフリー推進計画（案）』比較表」である。資料1の推進計画案は、第1回の部会で示した骨子案に、皆様からいただいた意見などを反映して肉づけし作成した。資料2の比較表は、前回と同様、推進計画に定めようとしている5つの項目ごとに、国の基本計画の内容と千葉県の推進計画案に記載している千葉県の現状と課題、取組を比較できるよう表にしたものである。

それでは、冊子に基づいて推進計画案について説明するが、途中で区切りながら、初めに第1章から第3章の目標の前まで、次に第4章と目標、最後に巻末の用語集、参考資料についてと3つに区切って、骨子案から修正、肉

づけした箇所を中心に説明する。

まず、第1章は、骨子案とほぼ同じであるが、計画策定の趣旨として、計画策定の目的、計画の位置づけ、計画の期間、計画の対象を述べている。計画の対象について、4ページの最後に、「また、乳幼児・青少年期、成人期、高齢期までの各ライフステージにおいて必要とされる様々な種類の書籍を考慮しつつ取り組みます。」という一文を追加した。これは、部会参加の委員から意見をいただき、また、国の基本計画にも同様の内容が示されている。

次に、5ページから「第2章 千葉県における現状と課題」であるが、1の項目名を、骨子案では「千葉県内の対象者数と利用の現状」としていたが、何の利用なのか分かりやすいように「図書館等利用の現状」と修正した。

千葉県内の対象者数について、手帳の所持者数を述べた後に、第1回の部会でいただいた意見を基に、視覚障害者数の推計から、「実際に視覚障害により読書に困難を抱えている方の数は視覚障害による手帳所持者数よりも多く、潜在的なニーズはかなり多いものと考えられます。」という記載を追加した。その次の文部科学省の調査による通級による指導を受けている児童生徒数について、第1回の部会で質問をいただいた箇所であるが、確認したところ、この調査は主障害のみ計上しているものだったので、記述に「この調査は主障害の障害種を計上しているため、主障害は別の障害で学習障害を併せ持つ児童生徒はさらにいます。」という補足を入れた。

次に、千葉県内公立図書館での障害者サービス実施状況について、骨子案では国立国会図書館の調査から千葉県の数字を述べていたが、その調査では「録音図書製作・対面朗読サービス実施体制のある図書館」という項目になっていた。ただ、録音図書製作は全ての市町村図書館で実施するのは現実的ではないため、より実態を表す項目として、対面朗読の実施と障害者サービスとしての宅配の実施市町村数に変更した。障害者サービスとしての宅配というのは、図書館への来館が困難な方に対して貸出資料を郵送する方法ではなく、図書館職員等が直接届けるサービスのことである。

また、学校について、公立図書館等と連携している学校の割合を入れた。この連携の内容の中に資料の借受けも含んでおり、学校図書館にない資料は必要に応じて公立図書館から借り受けて利用することを念頭に置いて記載したものである。

次に、6ページから「2 千葉県におけるこれまでの取組」であるが、冒頭に、千葉県として「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」や「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を策定して取り組んできたことを追加した。

続いて、「(1) 県立図書館における取組」の次に、骨子案では入れていなかった「(2) 市町村図書館等における取組」の見出しを加えた。先ほどの5ペー

ジに入れた対面朗読、宅配の実施市町村数を述べ、「市町村によって取組状況に差があります。」とした。市町村図書館での取組を詳しく述べることはできなかったが、一例として、〈市町村図書館における取組事例〉という見出しで千葉市図書館を紹介した。特に千葉市中央図書館では障害者サービス専用カウンターを設けてサービスを実施していることが特徴的である。

10ページから「3 視覚障害者等の読書環境の課題」であるが、骨子案では全て箇条書きで列記していたが、2と同様に(1)から(5)の見出しを分けた。

「(5)学校図書館における課題」には、公立図書館から借り受けての利用の体制を整えられるように、2点目に「児童生徒の状況に応じた資料を提供できるよう、学校図書館の資料を整備するとともに、公立図書館から必要な資料を借り受けて児童生徒に提供できる体制を整えることが望まれます。」という記述を追加した。

次に「第3章 基本的な方針」であるが、骨子案では施策の5つの項目を記載しており、この後の第4章に「基本的考え方」として掲載しているものと重複してしまっていた。重複する内容は削除してもよいのではということで改めて見直し、検討し、国の基本計画では3つの方針が示されており、県の計画でも国の方針と同様の考え方で計画を策定したいということで、第3章についてはこの3つの基本的な方針を記載した。

1つ目が「アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供」、2つ目が「アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上」、3つ目が「視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮」である。おおむね国の基本計画と同内容であるが、3の最後、「障害者手帳や医学的診断基準に基づく診断書の有無に限ることなく、他の根拠資料を用いる等、柔軟な対応により障害等の確認を行う」ということの方法として、日本図書館協会のガイドラインを参考にする方法を追加してある。

3章までの説明は以上である。

部会長

それでは、いまの説明について質問や意見はないか。

委員等

読書環境の課題であるが、10ページの「(4)特別支援教育における課題」について、学校から配布する児童生徒向けの資料の点字や音声への翻訳化が課題です。点字や音声への翻訳における教員のスキルアップや外部人材の活用、パソコンにおける点字変換ソフトや点字プリンター等の整備も必要です。」という内容から、「特別支援学校では、」の校種が視覚特別支援学校のことを指している印象を感じた。「特別支援教育＝特別支援学校の教育」ではないことから、特別支援学級や、通常学級に埋もれている学習障害を含め、読むことに何らかの困り感がある子どもたちに関しても、課題として書き加えた方がよいのではないか。

事務局           この計画の範囲がいろいろな部署とか所属に関わる計画になっており、特別支援教育については、生涯学習課では直接は把握し切れておらず、庁内検討会ということで県の特別支援教育課の職員が参加し、読書バリアフリーについてどんなことが課題か、どんなことに取り組んでいくかを相談しながらつくったが、特別支援学校だけではなく学級についての言及を事務局からも促せなくて、直接上がってきていないのでなかなか反映し切れていない。再度確認して、どういう記述があるか相談していきたい。

委員等           共生社会の実現ということであれば、特別支援学校だけではなく、もっと広く入れていただきたい。

部会長           ほかに質問や意見は。

委員等           今伺ったところと重なる部分であるが、「(4)特別支援教育における課題」について、学校から配布する児童生徒向けの資料の点字や音声への翻訳化が課題です。点字や音声への翻訳における教員のスキルアップや外部人材の活用、パソコンにおける点字変換ソフトや点字プリンター等の整備も必要です。」という内容から、「特別支援学校では、」の校種が視覚特別支援学校のことを指している印象を感じた。先程も申し上げたとおり、「特別支援教育＝特別支援学校の教育」ではないことから、知的や情緒等の特別支援学級や、通常学級に在籍する学習障害や弱視、その他何らかの困り感がありながら、光が当たっていない生徒がたくさんいると思われるので、列挙したり事例を加えたりすると「特別支援教育における課題」という言葉が引き立ってくると思う。

それに当たり、11ページの「(5)学校図書館における課題」にある文言を活用したらどうか。下の部分、「学校等においては」と書いてあるが、この「等」の中には支援学校も入っていると書いてあるが、こちらの具体的に書いてある様々な素材で表現された触る絵本、写真というような具体的などころを(4)に挙げると、様々な障害種の特別支援学校を対象に考えているとイメージが広がるのではないか。

そして、上に挙げていただいた「学校等においては」のところ、後のページにたくさん出てくる、LLブックとかアクセシブルな物の具体例を入れ、支援学級とか通常学級における困り感をもつお子さんたちの具体的な事例を挙げると読み手の印象の幅が広がると思った。

委員等           「(5)学校図書館における課題」であるが、主語を誰にするかというか、学校図書館がその整備や運営に関して、司書教諭が12学級以上という形で割

り当てられているが、県内を見ると12学級以上ない学校もあり、千葉県令和3年2月につくった「学校図書館長による学校図書館活性化ガイド」を教育庁の学習指導課から出しているが、文部科学省の学校図書館ガイドラインの中で、学校長は学校図書館長としての役割を担うと明記されたので、学校図書館については学校長のリーダーシップの下とか、校長がこういうことに対して見識を持って学校図書館の整備、充実、運営に関わっていくといった形で、校長先生の役割の一つと明記したほうが、誰がといったあたりが明確になると思う。

部会長 主語をとということである。事務局はいかがか。

事務局 学校図書館についてはのところは、学校長のリーダーシップの下というような表現にし、読んだ方々の中で、これは学校が校長の下でやっていくんだとより思ってもらえるようにしていきたい。

それから、先ほどの(4)、(5)の問題についても、様々な資料の部分は(4)に繰り上げて、その分、(5)にLLブックなどアクセシブルな資料のことを入れて、支援級についてももう少し手厚くするように検討していく。

委員等 第3章の中で全部図書館における課題ということしか書いていない。例えばその他で、こういうところに行けない子たち、障害者の方等いろいろいると思う。移動図書館も設けているが、そのほか、公民館とか社会教育委員の中でお子さんを見ている方たちもいると思う。そういう中で、図書館における課題のほかに、その他ということでもそういうものは入らないのか。そういうものも入れてもいいのではないか。そうすると、より多くのお困りの家族の方やお子さん等がより多く利用できるのではないか。

事務局 どうしても読書に関わる計画というところで、主体が図書館もしくは学校という形で考えてしまったところではあるが、子ども読書だと幼稚園、保育園、学校若しくは乳幼児健診などをカバーしていれば理論上、全ての子供をカバーできるが、この読書バリアフリーを考えたときに、学校に行く学齢ではなく、図書館も通常、常に使っているわけでもない人たちにどうやって認知させていくのかは難しい課題だと思っている。後ろのほうに周知していくことについてはいろいろ考えているが、図書館ではない社会教育施設の利用がある方についても、その発想が今までなかったと思い、どのように記述していけるか、事務局で検討したい。

部会長 第3章まで、ほかに質問、意見はないか。



委員等 第3章の基本的な方針の「3 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮」で記載がされているが、著作権法とか、最後のほうの記載がこの文章で理解が難しく、これをもう少しかみ砕いた形で記載をしていただくとありがたい。

部会長 アクセシブルな書籍と特定書籍というその辺のことだと思うが、いかがか。事務局、お願いします。

事務局 国の基本計画をベースにしているが、国の法律なり計画なり、どうしてもぱっと読んで理解しにくいところが確かにあるので、千葉県の推進計画は前知識なく読んでも分かるようにしたいので、記述の仕方は検討したい。

部会長 では、次に進んでもよいか。それでは、引き続き説明を事務局、お願いします。

委員等 国の推進計画では、最初のところに誰が対象になっているのかが明記してある。千葉県の計画においても、視覚障害者等となっているが、つつい視覚障害に焦点が当たってしまい、視覚以外の障害のある人は関係がないと思われてしまいがちなところが悩ましいという話が国の議論の中でもあった。第2章にはそれぞれ障害種は確かに書いてあるが、いきなり対象者の数が出てくるのではなく、まず、この法律ではどういう方々が対象になるのかが分かりやすく書かれているとよりよいと思う。

国の会議の中では、何をもって障害とするかに関しては、医学的な定義のような厳密な定義ではなく、障害の社会モデルに基づく考え方で、日常生活や社会生活上の困難という観点から考えてもよいのではないかという意見があった。御存じのように、障害の定義は、厚生労働省では主として医学的な観点から、文部科学省では、医学的なものに加えて、困難さが重視されている。

そう考えると、視覚障害者等の明確な診断書がなくても、読書に関して何らかの困難があると認定された場合には、この法律の対象とできることが伝えられるとよいと思う。国の法律でも、障害者手帳を持っていなければ対象にならないとはしていない。誰が障害認定をするかは難しい問題だが、例えば、学校や図書館等で障害があることを担保できればよいと思われるので、柔軟に対応できるような書き方にして欲しい。

特別支援教育に関しては、先ほど議論もあったが、今、日本はインクルーシブ教育システムを取っている。インクルーシブ教育システムでは特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級という4つの学びの場が選択できることになっているので、全ての場に読書バリアフリー法は適用さ

れなければならないと思う。

部会長 対象者についてであるが、事務局はいかがか。

事務局 本日は説明を省略してしまったが、4ページに千葉県読書バリアフリー推進計画の対象についても記載している。国の基本計画において、視覚障害者等とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者とされていると引いて、続けて文章の最後に「本計画においてもこれらの者を対象とします。」とし、「読書環境の整備に当たっては、視覚障害者等に加え、聴覚障害者、知的障害者、高齢者、外国人等、様々な状況により読書や図書館の利用に困難を伴う人たちへの配慮も十分に認識して取り組みます。」と追記しており、視覚障害に限定せず対象とする、もしくは配慮して取り組んでいくという姿勢を示している。

部会長 では、対象については4ページの表記でいかがか。表現などはまた調整いただくということでよいか。対象になる者を明記するというで、この部分でよいか。

委員等 より分かりやすくというところはかなり重要で、私のところでもいろんな研修会等を実施しているが、やはりなかなか視覚以外のところが理解されなかったり、障害の認定がなされていないといけないのかと理解される方がおられるので、記述はこの記述で含まれてはいると思う。

部会長 ほかに質問、意見はあるか。  
では、事務局で説明を続けてお願いします。

事務局 目標については4章の後に戻ることとし、16ページからの「第4章 施策の方向性と取組」であるが、5つの施策それぞれについて基本的考え方を示した後に取組を述べている。

まず、「1 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）」であるが、骨子案では項目を分けていなかったが、国の基本計画と同様に、「(1)アクセシブルな書籍等の充実」、「(2)円滑な利用のための支援の充実」と分けた。骨子案では市町村図書館等での取組への言及がほとんどなかったが、市町村での取組を推進したい箇所に記述を追加した。

(1)の1点目に「県民が身近な図書館でサービスを利用できるよう、全ての県内市町村図書館等でのアクセシブルな書籍等の充実を目指します。」と追加し、続けて「県立図書館は、市町村図書館等が必要な資料を借り受けて提供できるよう支援を行います。」とした。そのほか、4点目以降、学校で1人1

台端末を活用したアクセシブルな電子書籍を取り入れた学習の可能性の検討、学校図書館についての実態把握、また、紙や布といった現物の書籍が必要な場面、ニーズがあることについて追記した。

(2)でも、1点目に「公立図書館、大学図書館、学校図書館は」として、図書館全体の取組として、利用の支援の充実と体制整備を掲げた。また、17ページの最後の点のところ、「学校等においては」として、先ほどの課題にもあった様々な資料の整備と、公立図書館から借り受けて提供できる体制を整えるなどして読書環境のさらなる充実を図ることを追加した。

次に、18ページから19ページに取組事例を掲載している。取組事例を紹介することで、県内の様々な方がそれぞれの立場で活動の参考になるような推進計画にしたいと考え、第4章では5つの施策それぞれの取組事例を紹介してある。ここでは、「ピクトグラムや点字を取り入れた書架見出し(サイン)」、県立中央図書館の児童資料室に設けている「バリアフリー資料紹介コーナー『りんごの棚』」、県立西部図書館に設けている「バリアフリー資料やサービス紹介のコーナー」、県立図書館が行っている「特別支援学校への訪問読書支援」の4つを紹介した。

次に、「2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(第10条関係)」であるが、基本的考え方の最後に「また、オンラインによる遠隔対面朗読サービス等、インターネットを利用したサービスの充実を図ります」と追加した。

取組として、4点目に、「県は、ホームページ内に読書バリアフリーに関する情報源を整理したページを作り、インターネットを利用したサービスの周知を行います。」と追加した。これは第1回の部会で意見をいただいた点であるが、必要な資料がどこにあり、どのように入手できるのかなどの情報源の入り口になるように、県立図書館と協力してページをつくらうと考えている。

20ページの1点目には、「公立図書館は」として、県立図書館だけでなく市町村図書館も含めて、インターネットを利用したサービスの充実にも努めること、また、県立図書館は、ノウハウの共有等、市町村図書館を支援することを記載した。

2点目に、千葉県の情報保障ガイドラインを参考にするなどして、ウェブサイトのアクセシビリティに配慮することも付け加えた。

ここには取組事例として、「国立国会図書館、サピエ図書館のデータ送信サービス」と「オンラインによる遠隔対面朗読」を掲載した。

次に、「3 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(第11条関係)」であるが、取組の2点目、特別支援学校について文言を追加し、児童生徒向け読み物教材や資料等の配付物について、「関係機関と連携して点字等の資料作成を行い、配付するよう努めます。また、学習教材の作成については、学校と図書ボランティアとの連携が図れるよう、図書ボランティア養成について検

討します。」とした。

また、取組事例として、ここには「活字資料のテキストデータ化」を紹介している。活字資料のテキストデータ化それ自体は特定電子書籍の製作なので支援ではないが、スキャナーで読み取ってテキストデータに変換するというような製作手順やノウハウを情報共有することが製作の支援に該当するということでこの項目での取組事例に入れてある。

次に、「4 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条、15条関係）」であるが、2点目にITサポートセンターでの取組を記載している。それとは別に、点字図書館でも相談事業等を実施しているとのことで、3点目に、「点字図書館では、読書支援機器の操作方法の指導や購入に関する相談事業を引き続き実施します。」という記述を追加している。

4点目の「日常生活用具給付等事業」について、巻末の用語集にも説明を入れてあるが、このページだけ読んでも内容が伝わるように説明を追加した。

ここでは、取組事例として、県立図書館で開催している「読書支援機器活用講座」を紹介している。

次に、「5 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）」であるが、こちらも骨子案では分けていなかったが、国の基本計画と同様に、「(1) 司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上」、「(2) 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成」と見出しを分けた。

(2)の3点目、音訳や点訳等の製作人材について、第1回の部会で、ボランティア頼みではなく何らかの対価が必要だということを取り入れられたらよいと意見をいただいた。それについて、「ボランティアのみに頼ることなく、労働環境の整備と充実に努めます。」という表現で追加した。なお、「ボランティアのみに頼ることなく」という表現は、国の基本計画でも使われている。

続いて、24ページには、取組事例として、「職場内研修等での情報共有」を掲載した。職場内での共有というのは事例として紹介するほどの内容ではないかもしれないが、事例の最後のほうに書いた「どの職員でも基本的な利用者対応ができるように」ということが、この計画の冒頭に掲げた「全ての人々が等しく読書活動を行うことができる環境を整備すること」を目指すという計画策定の趣旨に沿うもので、図書館サービスの中で、特別な人に対する特別なサービスではなく、様々な利用者に対して実施している多様なサービスの一つとして、一部の担当者しかできないのではなく、基本的な対応はどの職員もできるようにすることが読書バリアフリーの実現につながると考えて掲載した。

第4章についての説明は以上である。

続いて、14ページから15ページの「読書バリアフリーに係る目標」に戻る。

まず、「目標」は、1から5に施策の5つの項目そのものを掲げた。第1回の部会でも説明したが、ここに数値目標を掲げるのはなかなか難しい。数値を掲げてその目標が妥当かどうか検討するのが難しい。そこで、ベースとしては、第4章に記載した取組の内容を指標に掲げることとし、点検・評価方法としては、その実施状況とした。数値目標ではないので、回数や人数を何%増やすというような目標ではなく、今後5年間取り組んでいくことについて、実施状況が点検、確認できるものを設定した。

ただし、目標1の1つ目の指標「図書館利用の充実」の点検・評価方法については、実施状況ではなく、障害者サービス登録利用者数と録音図書等のデータ利用数という設定になった。これについては、推進計画を基に取り組んだ結果、現状がどう変わったか、その成果を把握できる指標が必要という考えから追加となった。

右側の列に参考（現状）として令和2年度の実績を入れてある。県立図書館の障害者サービス登録利用者数は、令和2年度末現在で425人である。続けて「市町村図書館等」と見出しだけあり人数が空白となっているが、この推進計画によって県全体の取組を推進したいので、市町村の状況も把握していきたいという考えから追加している。ほかの項目と併せて、既存の調査等で不明な箇所は、これから市町村図書館等に照会をかけ、以後、毎年調査を行うことになる。

続いて「録音図書等のデータ利用数（国立国会図書館に提供したデータ）」という項目について、当初「障害者サービス資料貸出数」とする案も検討したが、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用は、冊子や媒体を図書館から借り受けるという方法から、サピエ図書館、国会図書館からのダウンロードが主流となりつつあるということで、図書館資料の貸出数では図書館利用の充実を点検・評価することができないという考えから設定した。図書館が製作した録音図書等のデータを国立国会図書館に提供し、そのデータが年間どれくらい利用されたかという数である。この数には、サピエ図書館経由で利用された数も含まれている。

指標を続けて説明していくと、次の「読書におけるニーズや課題の把握」は、現状0回であるが、今回、推進計画を策定するに当たって、ニーズや課題の把握が必要であるということが認識できたので、今後取り組んでその状況を点検していくという項目である。

次の「サービス・事業の普及・周知」は、必要とする当事者や支援者に情報が届くように取り組み、その実施状況を点検していくという項目である。

次の目標2について、「国立国会図書館、サピエ図書館へのデータ提供」については、年間提供数で点検し、次の「インターネットを利用したサービスの充実」については、「オンライン対面朗読実施回数」で点検するとしている。

次の目標3「特定書籍・特定電子書籍等の製作を支援する」については、

第4章に記載した取組内容の実施状況から記載することも検討したが、第4章では、県立図書館が市町村図書館やボランティア団体へ支援を行うことと、特別支援学校における点字資料の作成、配布や図書ボランティアとの連携を記載していたが、これをそのまま全県での取組ということで市町村での取組へ拡大して考えるのは難しいので、製作を支援した結果が反映される項目として、製作した結果の録音図書等データを図書館などが国会図書館やサピエへデータ提供するので、その件数で点検するというので、目標2の再掲という形になっている。

次の目標4については、「端末機器等及びこれに関する情報入手支援」、「情報通信技術の習得支援」について、それぞれどんなことを何回、何人に実施したかという実施状況で点検、評価するとした。

次の目標5についても、「製作人材の育成」、「図書館サービス人材の育成」について、それぞれどんなことを何回、何人に実施したかという実施状況で点検、評価するとした。

最後に、5つの施策にはないが、目標6として「県は市町村における計画策定を支援する」を追加した。読書バリアフリー法では、地方公共団体は計画策定が努力義務となっており、県だけではなく市町村でも今後計画を策定することが求められているので、市町村でも計画策定に取り組んでいくように項目を設定して、毎年状況を把握していきたいと考えて設定した。

目標についての説明は以上である。

特に目標については、第1期の推進計画としてどのように設定するかについて意見を伺いたい。

部会長

ありがとうございました。

それでは、第4章と目標の部分について質問、意見等はあるか。

委員等

21ページ、3の「特別支援学校における」というところのボランティアの部分であるが、現場にいる者としてのお願いでもあり、あまりボランティアに頼ってはいけないという思いも加味しながら、この部分が「点字等」となっていることが気にかかる。私が知的の特別支援学校の図書館を整理するとき参考にしたのは、肢体不自由の図書館の資料が多かった。肢体不自由の支援学校の先生方も、点字の資料を作ることと同じように、いろいろと工夫されていると思う。そして、私自身も、ふわふわした布の物を作るなど、授業をもつ傍らで、具体物の教材を作っていた。いろいろな学校で、必要としている物がたくさんある。例えば、「点字」だと、勉強が必要であるとか、得意な方が取り組むなどのイメージを持つ方がいるかもしれない。いくつかボランティアの具体例が挙がっていると、縫物なら得意であるとか、取組に関心を寄せる幅が広がるかもしれない。できそうなボランティアに取り組む

中で、点訳や音訳等の活動があることを知り、はじめは自信がなかった専門的な内容のボランティアにもチャレンジする人が出てくるかもしれない。

身近な力の活用の具体例を考えると、デイジー図書である「わいわい文庫」の物語の絵が、高校の美術部の力を借りている。また、本校では、中学3年の家庭科で、小さいお子さんにおもちゃを作る授業があり、触れるおもちゃを作っている。一般の中学生も、とても上手に布おもちゃを作ることができる。このように、いろいろな力を持った人は、学生の中にもいるという点でも、幅広く事例があるとありがたい。

事務局 第4章の3の取組事例として紹介できるとよいのではということでしょうか。

では、記述については後日相談して作成させていただいてもよいでしょうか。

委員等 14ページ、15ページの目標であるが、数値目標は難しいというのはよく分かるが、ここに書かれている参考の数字が図書館中心の評価のように見えてしまう。ここまで図書館とか市町村とか学校とかという流れで来ていた中で、図書館がやはり頑張る計画なのかと、目標を見たときに勘違いしてしまう。計画の中には書き込まれているので、数値が入らないにしても、学校の目標を表の中に書き込めるとよいと思う。

部会長 目標の部分、学校のものということであるが、事務局はいかがか。

事務局 学校図書館については、担当課である学習指導課と相談し、まず、現状やニーズの把握がなかなかできていないので、まずはそこからである。この中で特に学校図書館の現状についてどう取り組んでいくかを反映させていく場所としては、目標1の2番目の「読書におけるニーズや課題の把握」で、0回となっていて、何について何をやったというのが出せず、学校が出ていない状況ではあるが、これについては、今後5年間で関連事業でアンケートをすとか、全校調査ができるかどうかは分からないが、何らかの形で取り組んで、ここに学校について取り組んだことが分かるようにしていきたい。

委員等 今のところで、人材というところで、学校図書館、私もこれを読んだときにどこか具体的にと思ったが、例えば教育委員会の指導の下に研修をいただくとか、その中には学校司書であるとか司書教諭、あとは実際に授業する担任の先生、特別支援教育コーディネーターも含めて、学校にもいろいろ先生方はいるので、どこかに具体的なところが挙がっていると、みんなで取り組んでいくというのが分かると思った。

事務局 第4章の見出しとしては、司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上ということで、公立図書館の市の職員だけではなく、司書教諭や学校司書も資質向上、人材育成をしていくというふうに、見出しではあるもののなかなか中身が書き込めていない部分ではあるので、相談しながら入れていきたい。現在も学校司書などの研修は行われていると思うので、それらが分かるようにしていきたい。

部会長 確かに目標を見ると図書館が多く見えるように思ったが、この点、皆様はいかがか。

委員等 今のこととは別になるが、人材の育成については、この間司書を入れていただき、23ページ一番下のところ、「ボランティアのみに頼ることなく」ということで、労働環境にまで触れていただき、感謝したい。

実は、育成をするだけではなく、3番の目標の量的、質的なところを維持していかないといけない。この中では点字図書館が入っていないようであるが、点字図書館についても、数字的なことは現状が入っているが、これをするにはボランティア頼み、これはどうしても、学校図書館は分からないが、公共図書館の場合は少ないながらの図書館協力員という形で若干の報償費が出ているが、点字図書館の場合はそういうのが全く今までなく来ているので、そこら辺の補償を一文でも構わないので、そういった量的、質的向上をするために取り入れるような形の一文が欲しいと思った次第である。

量的、質的なものも含めて、やはり提供し続けていくということを継続していかないといけないので、向こう5年間の中でどこまで行けるか分からないが、これは継続して、また次の5年、次の5年という形でやっていくためにも、一文何か、本当に我々は協力するので、ぜひ千葉県で入れていただくと、これは全国にも波及すると思うので、よろしく願いしたい。要望である。

部会長 ほかに第4章の部分でいかがか。

委員等 まず、目標に関してであるが、数値目標を立てるのが難しいというのはおっしゃるとおりだと思う。実態を把握するというはとても大切で、できれば実態を把握した上で、毎年これをこの委員会なり、もしくは、理想的には当事者団体等を含めた評価委員会を実施して、進捗が適切かどうかを議論することができる場があるとよいのではないか。

国の委員会でも、それぞれの省庁等がどういう取組をやるかを紹介していただき、その後で1年間の取組が適切であったかどうかを評価する流れになっているので、そのような形でできるとよいと思った。



学校図書館に関して、学校図書館は本来全ての学校に設置されなければならないことに学校図書館法でなっているが、実は設置率は100%ではない。特に知的障害の特別支援学校の設置率がほかに比べて低い。視覚障害、いわゆる盲学校は100%になっているが、知的障害は全国でいうと85.6%というのが2019年の統計で出ているので、千葉の場合どうかを確認していただき、例えば学校図書館の設置率は100%を目指す等の目標を立てて欲しい。専門職員の配置に関してはさらに低くなっている。学校司書の配置率が低いというのが全国の特徴であるので、そういった観点での評価や学校図書館予算の状況、全国平均で見ると2019年で年間に19万4000円しかついていない。できれば全国平均と千葉の平均を比べる等、年間予算がどれだけ向上させることができたかというところも評価の基準の中に入れ、アクセシブルな書籍が最終的にどのくらい増えていったかがリストアップされると評価がよりしやすくなると思った。

それともう1点、図書館間連携というのがすごく重要で、今、私が関わっている学校図書館の広域連携のコンソーシアムというのを立ち上げたばかりで、全国で取り組んでいこうという話を進めているところであるが、ぜひ千葉県内で学校図書館間の連携をしていただけるとよいと思う。

具体的には、例えばデジタルはやりやすいと思うので、テキスト化したデータを学校図書館の間でシェアするとか、今回は事例の中にあがっていなかったが、アクセシブルな形にすればよいので、肢体不自由等ではPDFのデータだけでも非常に役立つケースがある。例えばスキャンしてPDF化して透明なテキストを貼りつけただけのものでも、肢体等では非常に役立つことがあるので、そういったデータを学校図書館間でシェアすることができると思うので、そういう形で効果が現れてくるのではないかと思うので、そういうような学校間連携についても目標の中に入れるとよいと思った。

部会長                   具体的に目標について意見をいただいたので、事務局、よろしく願いできればと思う。

委員等                   今、多くの皆さんから図書館以外がどういうふうに取り組んでいくか、そこをどういうふうに記していくかというたくさんの意見を聞かせていただき、そうだったことがあった。

今回の案にどこまで書くことができるのかは何とも案を明確にお示しづらい。私は都内に住んでいるが、そこで催物情報をうまくキャッチできていなく、それをどういうふうにしたら視覚に障害がある人たちにも届けられるか。担当の方はすごく前向きに新たな方向から考えてくださっていて、それに協力させていただき、今、試行錯誤しているところであるが、自治体や外郭団体、財団などの方々でも、情報を届けたいという思いがすごくある方は

広くいると思う。そういった方々も、こういうふうに情報発信していけば多くの方に届くといったイメージがつかめるようなことが発信できるといいと思った。

どこまで外郭団体にもぜひというようなことを書き込むかはなかなか難しいかもしれないが、例えばこういう発信をするとすごく情報が届くという事例としては、PDFファイルは視覚障害の人でも大分読めるようになってきている。パソコンで見なくても、iPhoneのほうが音声化できる等、いろいろ手があるようになってきているが、テキスト情報を付加するタイプのPDFファイルがあると思う。そうすると、より簡単に読めるし、読めるだけではなくて、聞き返しができたり、一時停止ができたり、より活用できる情報になる。

あと、すばらしいと思っているのは、県の図書館がツイッターを行っている。そこには写真がよくあるが、こういう写真であるという文字情報を代替テキストで補ってツイッターに投稿してくださっているのだから、県の図書館のツイッターの発信はすごくしっかりと伝わってくる。まずは図書館以外でも自治体及び外郭団体にも発信のアドバイス、イメージがつかめるような言葉が添えられるのかどうかと、あと、事例としては、写真の代替テキストなども県の図書館の素晴らしい一つの事例だと感じている。

部会長                   ほかに意見、質問はあるか。

委員等                   16ページの1の基本的考え方の説明で、「公立図書館、大学図書館、学校図書館について、点字図書館とも連携して」という表現があり、17ページの頭にも同じような表現があるが、思い過ぎかもしれないが、「点字図書館とも連携して」という表現よりは、並べて「学校図書館、点字図書館が連携して」という表現のほうがよいという印象を持った。今まで連携が取れていないのかもしれないが、そういった関係機関がきちんと連携してという表現のほうがよいと思った。

先ほども話があったが、連携というのは非常に大事であると思っており、市町村も、習志野の図書館でもサピエ図書館であるとか、デイジーの図書であるとか、そういったものを一通り整理しているということは私も図書館長に伺って分かったが、市町村レベルでの整理にも限界があるというところで、少し館長とお話をする中で、県で電子図書館とかはつくらないのかといった話があったが、今は実際に手にする本も大事だと思うが、電子図書も移動しなくて情報を得られるところで、日進月歩で非常に進んでいると思うので、そういった情報共有が進むとよいと思った。

情報の不足に関しては私どもも反省しなくては行けないが、例えば23ページでもいろいろ、県立図書館の養成講座とかそういった記載があるが、市町

村でも、音声で市の広報などをつくる団体がいて、そこに委託して広報紙のテープをつくってもらっているが、その人材が増えていくのがなかなか難しいので、こういった講座があれば私どもも周知をして、そういった人材を増やしていきたいと思うので、いろいろ情報を共有させていただきたい。

部会長           今の指摘について、「点字図書館とも連携し」というところが引っかかるということだったと思うが、事務局願います。

事務局           なぜこうしているかという、国の基本計画の文言をできるだけ生かす形でつくって今こういう形になっているが、国の基本計画でも、公立図書館、大学図書館、学校図書館、国会図書館について、点字図書館とも連携してというのがまず一文にあり、次に「また、点字図書館については」というふうに2つ文章が出ていて、公共図書館等について述べた後に点字図書館についてはという二段構えになっている、それを踏襲しているためにこのような表現になっている。

部会長           では、第4章と目標はこれで終わりにしていただき、用語集、参考資料を願います。

事務局           巻末の参考資料等について説明する。24ページ以降である。  
24ページからの用語集であるが、一般にはなじみがないと思われる用語について説明を加えた。骨子案のときは空白もあったが、埋めている。  
次に、参考資料として、27ページから読書バリアフリー法の法律本文を入れた。31ページまでである。32ページから33ページが「県立図書館の視覚に障害のある方（活字による読書に障害のある方）へのサービスのご案内」、34ページから35ページに千葉点字図書館の利用案内を掲載した。36ページに「連絡先一覧」として、県立図書館、千葉点字図書館の連絡先と、国立国会図書館の国立国会図書館サーチとサピエ図書館のURLを紹介している。37ページ以降は、「さまざまな読書の手段」として、バリアフリー資料と読書補助器具等を紹介している。  
巻末の説明は以上である。質問等があったら願います。

部会長           質問はあるか。

委員等           巻末にあるURLであるが、最近は二次元バーコード、QRコードにすると、弱視の人、スマホを使われる人とかディスレクシアの方にとっても非常にアクセスしやすいと思うので、よろしく願います。

事務局 　　ぜひ載せたいと思う。

部会長 　　それでは、千葉県読書バリアフリー推進計画案についての協議はここまでとさせていただきます。  
　　進行を事務局にお返しする。

司会 　　部会長、委員の皆様、ありがとうございました。  
　　これをもって、千葉県生涯学習審議会第2回読書バリアフリー推進部会を閉会する。  
　　本日はありがとうございました。

—— 以上 ——